

大阪市環境白書の刊行にあたって

私たちは、さまざまな自然の恵みを受けるとともに、科学技術・産業経済の発展に支えられて便利で豊かな生活をしていますが、その反面、廃棄物処理、資源枯渇、水・大気・土壌汚染、地球温暖化など、私たちを取り巻く環境問題は世界規模で多様化、深刻化しています。

本市においては、令和元年12月に新たに「大阪市環境基本計画」を策定し、「すべての主体の参加と協働」のもと、環境施策の3本柱として「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」に取り組み、「地球環境への貢献」を果たしていくことにより、「SDGs達成に貢献する環境先進都市」をめざしています。また、「大阪市生物多様性戦略」（平成30年3月策定）に基づき、自然共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

国際協力においても、開発途上国等における環境に適正な技術の普及促進を図るとともに、上下水道及び廃棄物処理など水・環境問題の解決に協力しています。

令和元年6月に開催されたG20大阪サミットでは、気候変動と並ぶ地球規模の環境問題として海洋プラスチックごみ問題がクローズアップされ、G20大阪首脳宣言には、「大阪ブルー・オーション・ビジョン」が盛り込まれました。本市においても、関連事業を実施しています。

環境問題は地球規模の問題であるとともに、地域や私たち一人ひとりのライフスタイルの問題でもあり、環境問題の解決には、市民や事業者をはじめ、すべての主体の参加と協働が大変重要です。

本書が皆様の環境問題に対する理解と関心を深めていただく一助となれば幸いです。

大阪市長 松井 一郎

は し が き

この大阪市環境白書は、大阪市環境基本条例第9条に基づく令和元年度（平成31年度）の環境の状況、環境の保全および創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにした年次報告です。

また、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号：環境配慮促進法）第7条に基づく環境配慮等の状況を公表するものです。

目 次

第1章 大阪市環境基本計画 ……1

第2章 各種環境施策 ……41

第1節 低炭素社会の構築

- 1 市域における取組み……………5
- 2 大阪市役所における取組み……………9

第2節 循環型社会の形成

- 1 一般廃棄物対策……………11
- 2 産業廃棄物対策……………15

第3節 快適な都市環境の確保

- 1 都市環境の創造……………17
- 2 生物多様性の保全……………19
- 3 ヒートアイランド対策……………21
- 4 都市環境の保全と改善
 - 1 大気環境……………23
 - 2 水環境……………27
 - 3 地盤環境……………28
 - 4 化学物質……………29
 - 5 騒音・振動……………31
 - 6 公害苦情の処理……………31
 - 7 公害健康被害の救済等……………32

第3章 すべての主体の参加と協働 ……34

第1節 すべての主体の参加と協働

- 1 環境教育・啓発の推進……………34
- 2 すべての主体による環境保全・創造行動の展開……………36
- 3 環境配慮の推進……………37
- 4 環境をとおした広域連携・国際協力……………38

第2節 大阪市の率先行動……………39

第4章 環境施策の進捗状況 ……41

用語集 ……44

（注）解説を付している用語については、本文中に*印を付けています。

「本編」・「資料編」…大阪市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3054-1-2-6-4-1-0-0-0.html>

本書構成は、前環境基本計画に基づくものです。